

旭化成建材株式会社に対する訴訟の経過に関するお知らせ

2025 年 4 月 14 日

旭化成建材株式会社

旭化成株式会社

2017 年 11 月 28 日、原告三井不動産レジデンシャル株式会社が、横浜市所在のマンションにおいて杭工事の一部に不具合の懸念があるとして、建て替え費用等を負担したことを理由に、施工会社である三井住友建設株式会社、一次下請けの株式会社日立ハイテクおよび旭化成建材株式会社の 3 社に対し、不法行為等に基づく約 459 億円（後に約 506 億円に変更）の損害賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました（一次訴訟）。これに関連し、三井住友建設は日立ハイテクおよび旭化成建材に対する求償を、日立ハイテクは旭化成建材に対する求償をそれぞれ求める訴訟（それぞれ二次・三次訴訟）を同裁判所に提起しました。

3 件の訴訟は併合され調停に付されているところ、東京地方裁判所により、2025 年 3 月 13 日付で民事調停法第 17 条に基づく調停に代わる決定がなされました。当該決定は、旭化成建材に関する部分としては、①原告に解決金 56 億 2500 万円を支払うこと、②当事者間にその他の債権債務がないことを相互に確認すること、を主な内容としていました。これに対し、3 月 21 日付で、他の当事者から民事調停法第 18 条 1 項に基づく異議が申し立てられたため、この決定は効力を失い、訴訟手続が継続されることとなりました。旭化成建材は、原告の請求には根拠がないと考えており、引き続き本件訴訟手続において適切に主張を行ってまいります。

以上